

令和7年度から令和8年度 債務負担行為 一般配水管改良事業  
市道旧県道掛川大東線他配水管布設替設計業務委託

**特記仕様書**

**第1章 総則**

**第1条 適用**

本仕様書は、掛川市が委託する「令和7年度から令和8年度 債務負担行為 一般配水管改良事業 市道旧県道掛川大東線配水管布設替設計業務委託」（以下「本業務」とする）に適用する。

**第2条 目的**

本業務は、掛川市 大坂 他 地内における上水道整備について、管理性、経済性を考慮した布設替設計を行うものである。

**第3条 業務委託箇所**

掛川市 大坂 他 地内

**第4条 法令及び規程の準用**

本業務は、本仕様書、静岡県「業務委託共通仕様書」により、関連する法令等を遵守しなければならない。

**第5条 照査技術者の配置及び資格**

1 本業務の実施にあたっては、掛川市業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1108条2項に規定する照査技術者を配置すること。

なお、本文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」は建設コンサルタント登録規定第3条一ロの認定基準によるものとする。

2 本業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

**第6条 照査技術者及び照査の実施**

1 受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。

詳細設計においては、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違の修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、次に示す内容によるものとする。

- (1) 受託者は、設計業務における照査技術者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、R C C M（業務に該当する登録技術部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し、委託業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- (4) 照査技術者は、設計図書に定めるまたは監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、委託者に提示するものとする。
- (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告ごとにおける照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印の上、管理技術者に提出する。  
照査技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

#### 第7条 守秘義務

受託者は、業務遂行上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

#### 第8条 個人情報の取扱い

別紙「情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

#### 第9条 疑義

業務途中において、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し方針を決定すること。

## 第2章 測量業務

#### 第10条 測量業務内容

- (1) 4級基準点測量 N=6点
- (2) 現地測量 作業計画 1/500 N=1 業務
- (3) 現地測量 A=0.003km<sup>2</sup> N=1 式
- (4) 縦断測量 N=0.03km

## 第3章 設計業務

#### 第11条 設計業務内容（布設）

##### 1 現地調査

給水戸数の配列状況、施工の難易、障害物の調査及び既設管、他の埋設物の調査をする。新設管の口径については、ダウンサイジングを含め検討すること。

##### 2 図面作成

当該整備及び既設管撤去工事に必要な全ての図面を作成する。  
(位置図、平面図、管割図、各種標準図等)

##### 3 数量計算

当該整備及び既設管撤去工事に必要な全ての資機材、土工、労務の数量計算を行う。

#### 4 審査

基本条件確認、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行う。

### 第12条 設計協議

初回・中間3回・最終の計5回とするが、業務実施にあたり関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、作業を円滑に進めるため、この限りではない。

設計協議は次に示す内容によるものとする。

#### (1) 第1回打合せ

業務内容（要望事項、作業方針、工程、検討事項など）および貸与資料を確認する。

#### (2) 中間打合せ：3回

詳細設計の中間報告および作業中の諸条件を確認する。

#### (3) 最終打合せ

総括の説明および成果品の納入、検収の立会を行う。

### 第13条 関係機関打合せ協議及び資料作成

本業務では、一級河川菊川水系与惣川に架かる中川原橋への添架管布設替設計を行うため、河川占用許可申請に伴う事前協議が必要である。よって、そのために必要な協議資料を作成し、袋井土木事務所と打合せ協議を行う。

### 第14条 施工計画、水管橋上部工(橋梁添架詳細設計)

(1) 橋梁部の図面は、道路橋設計図面を監督員より提供する。

(2) 上記以外で必要な場合は現地にて調査し、補正する。

(3) 管種、架設位置及び付帯設備等は監督員と協議して決定する。

(4) 設計に必要な構造計算は受託者にて安全性を確認し、監督員に提示、報告する。

(5) 関連法規を把握し、詳細設計を行うこと。

(6) 河川区域内における事前協議資料を早期に作成すること。

### 第15条 設計図の作成

主要な設計図は、次に示す内容により作成する。

#### (1) 位置図

位置図（S=1/5,000～1/25,000）は、地形図に施工箇所を記入する。

#### (2) 平面図

平面図（A-3 S=1/500）は方位「北」を上方とし、流向上流側を起点とすることを基本とする。測量による平面図、道路台帳図、骨格地形図に基づいて、配水管、送水管における設計区間の占用位置、管種、口径、仕切弁、消火栓、空気弁等の位置及び給水管経路（メータの位置、メータまでの想定経路含む）を明示する。

#### (3) 詳細平面図

詳細平面図（S=1/50～1/100）は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示す

る場合に平面及び断面図を作成する。

(4) 横断面図

横断面図（S=1/50～1/100）は、新設管の形質、寸法、道路幅員、土被りを表示する。また既設管、他占用物件等の想定箇所を表示する。歩車道の区分のある道路は、寸法線により表示する。道路内の防護柵、排水構造物は高さ等の寸法を表示する。横断図面の配置は、図面左側の下段から上段に配列する。

(5) 管割図、材料表

管割図の寸法線については管種、口径、延長、土工種別、土被りを表示する。延長については管路延長・平面延長の2種類を表示する。

(6) 模式図

配管状況を簡略図化した模式図を作成する。

(7) その他占用申請に必要な図面

## 第16条 各種計算

管種、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、監督員と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

計算書は土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

## 第17条 調査

1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

3 地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

## 第18条 成果品の提出

1 業務の成果として成果物を報告書として取りまとめ提出する。

報告書は製本及び電子媒体にて提出する。また図面成果物はJWW・SFC・PDFファイル形式のデータをCD等に収納する。

なお、報告書の部数については2部を原則とするが発注者の指示によるものとする。

## 第19条 使用図書

本業務に使用する図書は、「共通仕様書」第1201条に基づき主要技術基準一覧表に示すもののほか次のとおりとする。

受託者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書

に基づいて行うものとする。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ・水道施設設計指針            | : 日本水道協会     |
| ・水道施設耐震工法指針・解説       | : 日本水道協会     |
| ・水道維持管理指針            | : 日本水道協会     |
| ・中小規模水道施設機械・電気設備設計要領 | : 日本水道協会     |
| ・浄水技術ガイドライン          | : 水道技術研究センター |
| ・水理公式集               | : 土木学会       |
| ・コンクリート標準示方書設計編      | : 土木学会       |
| ・道路橋示方書・同解説下部構造編     | : 日本道路協会     |
| ・道路橋示方書・同解説V耐震設計編    | : 日本道路協会     |
| ・官公庁等への届け出申請書類       |              |
| ・その他関係基準等            |              |

以上